旧	新
焼津市競争入札参加資格停止措置要綱	焼津市競争入札参加資格停止措置要綱
平成24年2月7日告示第30号	平成24年2月7日告示第30号
第1条	第1条
~ 略	~ 略
第8条	第8条
(報告)	(報告)
第9条 市等発注契約を執行する担当課長は、所管する市等発注契約について	第9条 市等発注契約を執行する担当課長は、所管する市等発注契約について
別表第1の措置基準に該当すると認められるとき又はその疑いがあるとき	別表第1の措置基準に該当すると認められるとき又はその疑いがあるとき
は、速やかに事故・事件等発生報告書(様式第1号)によりその所属する部	は、速やかに事故・事件等発生報告書(様式第1号)によりその所属する部
長を経て当該市等発注契約に係る入札参加資格登録事務を所管する課長に	長を経て当該市等発注契約に係る入札参加資格登録事務を所管する課長に
報告しなければならない。	報告しなければならない。
2 入札参加資格登録事務を所管する課長は、第5条に規定する入札参加資格	2 市等発注契約を執行する担当課長は、第5条に規定する入札参加資格停止
停止の期間の変更又は第7条に規定する入札参加資格停止の解除事由に該	の期間の変更又は第7条に規定する入札参加資格停止の解除事由に該当す
当すると認められるときは、速やかに入札参加資格停止措置の期間変更(解	ると認められるときは、速やかに入札参加資格停止措置の期間変更(解除)
除)事由発生報告書(様式第2号)により <u>市長</u> に報告しなければならない。	事由発生報告書(様式第2号)によりその所属する部長を経て当該市等発注
	契約に係る入札参加資格登録事務を所管する課長に報告しなければならな
	V √°
第10条	第10条
~ 略	~ 略
第15条	第15条
附則 略	附則 略
別表略	別表略
様式 略	様式 略